

## 財務諸表に対する注記（法人全体用）

### 1. 継続事業の前提に関する注記

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

#### (2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### 3. 重要な会計方針の変更

### 4. 法人で採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

### 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- ・当法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
  - (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
  - (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
  - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
  - (4) 収益事業における拠点区分別内訳表。当法人では収益事業を行っていないため、作成していない。
  - (5) 公益事業における拠点区分別内訳表。当法人では拠点区分が一つのため、作成していない。
  - (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
    - ア 法人本部拠点区分（社会福祉事業）  
「法人本部」

- イ みなのかと拠点区分（社会福祉事業）
  - 「障害者支援施設みなのかと生活介護」
  - 「障害者支援施設みなのかと入所支援」
  - 「障害者支援施設みなのかと就労移行支援」
  - 「障害者支援施設みなのかと就労継続B型」
  - 「障害者支援施設みなのかと短期入所」
  - 「障害者支援施設みなのかと生活訓練」
- ウ 川越いもの子作業所拠点区分（社会福祉事業）
  - 「障害福祉サービス事業川越いもの子作業所生活介護」
  - 「障害福祉サービス事業川越いもの子作業所就労継続B型」
- エ 地域生活支援拠点事業拠点区分（社会福祉事業）
  - 「地域生活支援拠点事業」
- オ 第2川越いもの子作業所拠点区分（社会福祉事業）
  - 「障害福祉サービス事業第2川越いもの子作業所生活介護」
  - 「障害福祉サービス事業第2川越いもの子作業所就労継続B型」
- カ 第3川越いもの子作業所拠点区分（社会福祉事業）
  - 「障害福祉サービス事業第3川越いもの子作業所生活介護」
  - 「障害福祉サービス事業第3川越いもの子作業所就労継続B型」
- キ カフェ&ベーカリーどんなときも拠点区分（社会福祉事業）
  - 「障害福祉サービス事業カフェ&ベーカリーどんなときも就労継続A型」
- ク 第4川越いもの子作業所拠点区分（社会福祉事業）
  - 「障害福祉サービス事業第4川越いもの子作業所生活介護」
  - 「障害福祉サービス事業第4川越いもの子作業所就労継続B型」
- ケ ほくほくハウス拠点区分（社会福祉事業）
  - 「共同生活援助」
- コ 障害者地域生活支援センターほがらか拠点区分（社会福祉事業）
  - 「居宅介護」
- サ 障害者相談支援センターのびらか拠点区分（社会福祉事業）
  - 「相談支援」
- シ 障害者地域生活支援センターほがらか拠点区分（公益事業）
  - 「川越市障害児（者）生活サポート事業」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

| 基本財産の種類 | 前期末残高      | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高      |
|---------|------------|-------|-------|------------|
| 土地      | 28,746,435 | 0     | 0     | 28,746,435 |

|      |               |   |             |             |
|------|---------------|---|-------------|-------------|
| 建物   | 1,272,821,812 | 0 | 447,138,151 | 825,683,661 |
| 定期預金 | 1,000,000     | 0 | 0           | 1,000,000   |
| 合計   | 1,302,568,247 | 0 | 447,138,151 | 855,430,096 |

7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

|                                                           |               |
|-----------------------------------------------------------|---------------|
| ・土地（基本財産）川越いもの子作業所敷地（川越市笠幡 1410 343.00 m <sup>2</sup> ）   | 1,401,864 円   |
| ・建物（基本財産）第4川越いもの子作業所（川越市石田 156-1 945.05 m <sup>2</sup> ）  | 325,918,397 円 |
| ・建物（基本財産）ほくほくハウス建物（川越市小仙波 1-11-15 160.55 m <sup>2</sup> ） | 25,735,023 円  |
| 計                                                         | 353,055,284 円 |

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

|                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| ・設備資金借入金 福祉医療機構（川越いもの子作業所建設資金）   | 9,892,000 円  |
| ・設備資金借入金 武蔵野銀行（みなとの郷改修資金）        | 4,580,000 円  |
| ・設備資金借入金 福祉医療機構（第4川越いもの子作業所建設資金） | 51,072,000 円 |
| ・設備資金借入金 福祉医療機構（ほくほくハウス改修資金）     | 1,488,000 円  |
| ・設備資金借入金 福祉医療機構（ほくほくハウス改修資金）     | 8,484,000 円  |
| 計                                | 75,516,000 円 |

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び、当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

|            | 取得価格          | 減価償却累計額     | 当期末残高       |
|------------|---------------|-------------|-------------|
| 土地（基本財産）   | 28,746,435    | 0           | 28,746,435  |
| 建物（基本財産）   | 1,272,821,812 | 447,138,151 | 825,683,661 |
| 定期預金（基本財産） | 1,000,000     | 0           | 1,000,000   |
| 土地         | 9,728,486     | 0           | 9,728,486   |
| 建物         | 255,371,502   | 232,921,736 | 22,449,766  |
| 構築物        | 30,792,376    | 24,413,732  | 6,378,644   |
| 機械及び装置     | 96,330,289    | 56,780,391  | 39,549,898  |
| 車両運搬具      | 46,875,917    | 41,526,568  | 5,349,349   |
| 器具及び備品     | 91,111,871    | 70,758,738  | 20,353,133  |

|             |               |             |               |
|-------------|---------------|-------------|---------------|
| リース資産       | 2,599,776     | 2,599,775   | 1             |
| ソフトウェア      | 323,400       | 0           | 323,400       |
| 権利          | 5,848,654     | 1,028,419   | 4,820,235     |
| 退職給与引当金資産   | 70,680,740    | 0           | 70,680,740    |
| 人件費積立資産     | 27,790,357    | 0           | 27,790,357    |
| 修繕費積立資産     | 22,000,000    | 0           | 22,000,000    |
| 備品等購入積立資産   | 11,450,000    | 0           | 11,450,000    |
| 設備整備等積立資産   | 12,086,556    | 0           | 12,086,556    |
| 自動車リサイクル預託金 | 88,980        | 0           | 88,980        |
| 敷金          | 2,163,000     | 0           | 2,163,000     |
|             |               |             |               |
| 合計          | 1,987,810,151 | 877,167,510 | 1,110,642,641 |

1 0．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・徴収不能引当金は計上していない

1 1．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

1 2．関連当事者との取引の内容

- ・該当なし

1 3．重要な偶発債務

- ・該当なし

1 4．重要な後発事象

- ・該当なし

1 5．その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

## 財務諸表に対する注記（法人本部拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている。

#### (2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### 2. 重要な会計方針の変更

### 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

(1) 本部拠点区分の財務諸表（第2号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 土地      | 0     | 0     | 0     | 0     |

|      |           |   |   |           |
|------|-----------|---|---|-----------|
| 建物   | 0         | 0 | 0 | 0         |
| 定期預金 | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 |
| 合計   | 1,000,000 | 0 | 0 | 1,000,000 |

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（単位：円）

|            | 取得価格       | 減価償却累計額   | 当期末残高      |
|------------|------------|-----------|------------|
| 定期預金（基本財産） | 1,000,000  | 0         | 1,000,000  |
| 建物         | 1,546,986  | 1,546,984 | 2          |
| 土地         | 9,728,486  | 0         | 9,728,486  |
| 人件費積立資産    | 2,000,000  | 0         | 2,000,000  |
| 設備整備等積立資産  | 12,086,556 | 0         | 12,086,556 |
| 合計         | 26,362,028 | 1,546,984 | 24,815,044 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 財務諸表に対する注記（みなのと拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### （1）固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている。

#### （2）貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

#### （3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### 2. 重要な会計方針の変更

### 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
  - （1）川越いもの子作業所拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
  - （2）拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
  - （3）拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

| 基本財産の種類 | 前期末残高     | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高     |
|---------|-----------|-------|-------|-----------|
| 土地      | 1,401,864 | 0     | 0     | 1,401,864 |

|      |             |   |           |             |
|------|-------------|---|-----------|-------------|
| 建物   | 286,208,918 | 0 | 9,423,691 | 276,785,227 |
| 定期預金 | 0           | 0 | 0         | 0           |
| 合計   | 286,208,918 | 0 | 9,423,691 | 278,187,091 |

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

・土地（基本財産）川越いもの子作業所敷地（川越市笠幡 1410 343.00 m<sup>2</sup>） 1,401,864 円  
計 1,401,864 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

・設備資金借入金 福祉医療機構（みなのと建設資金） 9,892,000 円  
・設備資金借入金 武蔵野銀行（みなのと改修資金） 4,580,000 円  
計 14,472,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（単位:円）

|          | 取得価格        | 減価償却累計額     | 当期末残高       |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 建物（基本財産） | 428,349,591 | 151,564,364 | 276,785,227 |
| 土地（基本財産） | 1,401,864   | 0           | 1,401,864   |
| 建物付属設備   | 182,344,784 | 182,114,123 | 230,611     |
| 構築物      | 27,331,225  | 21,809,847  | 5,521,378   |
| 機械及び装置   | 3,504,999   | 3,504,997   | 2           |
| 車両運搬具    | 0           | 0           | 0           |
| 器具及び備品   | 6,142,262   | 4,863,306   | 1,278,956   |
| 権利       | 520,484     | 0           | 520,484     |
| ソフトウェア   | 323,400     | 0           | 323,400     |
| 退職金給与引当金 | 25,192,100  | 0           | 25,192,100  |
| 合計       | 675,110,709 | 363,856,637 | 311,254,072 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

## 財務諸表に対する注記（川越いもの子作業所拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### （1）固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている。

#### （2）貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

#### （3）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### 2. 重要な会計方針の変更

### 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
  - （1）川越いもの子作業所拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
  - （2）拠点区分事業活動明細書（別紙3Ⅱ）
  - （3）拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位:円）

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
|---------|-------|-------|-------|-------|

|      |             |   |             |            |
|------|-------------|---|-------------|------------|
| 土地   | 0           | 0 | 0           | 0          |
| 建物   | 170,398,317 | 0 | 110,103,526 | 60,294,791 |
| 定期預金 | 0           | 0 | 0           | 0          |
| 合計   | 170,398,317 | 0 | 110,103,526 | 60,294,791 |

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（単位:円）

|             | 取得価格        | 減価償却累計額     | 当期末残高      |
|-------------|-------------|-------------|------------|
| 建物(基本財産)    | 170,398,317 | 110,103,526 | 60,294,791 |
| 建物付属設備      | 17,283,857  | 13,039,618  | 4,244,239  |
| 構築物         | 1,997,436   | 1,188,315   | 809,121    |
| 機械及び装置      | 13,609,254  | 13,467,718  | 141,536    |
| 車両運搬具       | 18,289,704  | 18,289,698  | 6          |
| 器具及び備品      | 19,326,527  | 15,039,484  | 4,287,043  |
| リース資産       | 2,599,776   | 2,599,775   | 1          |
| 自動車リサイクル預託金 | 9,860       |             | 9,860      |
| 合計          | 243,514,731 | 173,728,134 | 69,786,597 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

#### 1 1. 重要な後発事象

- ・該当なし

#### 1 2. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

## 財務諸表に対する注記（地域生活支援拠点事業拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている。

#### (2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### 2. 重要な会計方針の変更

### 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

(1) 地域生活支援拠点事業区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

(2) 拠点区分事業活動明細書は省略している。

(3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記（第2川越いもの子作業所拠点区分）

1. 重要な会計方針

2.

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

(2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
  - (1) 第2川越いもの子作業所拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
  - (2) 拠点区分事業活動明細書
  - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

| 基本財産の種類 | 前期末残高       | 当期増加額 | 当期減少額     | 当期末残高       |
|---------|-------------|-------|-----------|-------------|
| 土地      | 0           | 0     | 0         | 0           |
| 建物      | 143,750,647 | 0     | 7,064,052 | 136,686,595 |
| 合計      | 143,750,647 |       | 7,064,052 | 136,686,595 |

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

|          | 取得価格        | 減価償却累計額     | 当期末残高       |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 建物（基本財産） | 278,255,738 | 141,569,143 | 136,686,595 |
| 建物       | 2,453,578   | 2,379,714   | 73,864      |
| 構築物      | 1,463,715   | 1,415,570   | 48,145      |
| 機械及び装置   | 25,727,371  | 22,508,633  | 3,218,738   |
| 車両運搬具    | 24,175,542  | 18,826,203  | 5,349,339   |
| 器具及び備品   | 11,091,781  | 8,049,516   | 3,042,265   |
| 権利       | 90,000      | 0           | 90,000      |
| その他の固定資産 | 29,977,130  | 0           | 29,977,130  |
| 合計       | 373,234,855 | 194,748,779 | 178,486,076 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

## 計算書類に対する注記（第3川越いもの子作業所拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

#### (2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
  - (1) 第3川越いもの子作業所拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
  - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑮）
  - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

|             | 取得価格       | 減価償却累計額    | 当期末残高      |
|-------------|------------|------------|------------|
| 建物          | 3,780,564  | 3,780,563  | 1          |
| 機械及び装置      | 9,537,545  | 7,980,565  | 1,556,980  |
| 車両運搬具       | 4,410,670  | 4,410,667  | 3          |
| 器具及び備品      | 7,941,834  | 7,811,227  | 130,607    |
| 権利          | 70,560     | 0          | 70,560     |
| 退職給付引当資産    | 8,004,000  | 0          | 8,004,000  |
| 人件費積立資産     | 2,740,357  | 0          | 2,740,357  |
| 備品購入等積立資産   | 450,000    | 0          | 450,000    |
| 自動車リサイクル預託金 | 21,630     | 0          | 21,630     |
| 敷金          | 649,000    | 0          | 649,000    |
| 合計          | 37,606,160 | 23,988,590 | 13,617,568 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

1 1. 重要な後発事象

- ・該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

## 計算書類に対する注記（カフェ＆ベーカリーどんなときも拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

#### (2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
  - (1) カフェ＆ベーカリーどんなときも拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
  - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑮）
  - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

|        | 取得価格      | 減価償却累計額   | 当期末残高   |
|--------|-----------|-----------|---------|
| 機械及び装置 | 501,120   | 342,432   | 158,688 |
| 器具及び備品 | 2,921,800 | 2,730,789 | 191,011 |
| 合計     | 3,422,920 | 3,073,221 | 349,699 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記（第4川越いもの子作業所拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

#### (2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
  - (1) 第4川越いもの子作業所拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
  - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑩）
  - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高       | 当期増加額 | 当期減少額     | 当期末残高       |
|---------|-------------|-------|-----------|-------------|
| 土地      | 0           | 0     | 0         | 0           |
| 建物      | 333,610,375 | 0     | 7,691,978 | 325,918,397 |
| 定期預金    | 0           | 0     | 0         | 0           |
| 合計      | 333,610,375 | 0     | 7,691,978 | 325,918,397 |

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

・建物（基本財産）第4川越いもの子作業所（川越市石田 156-1 ） 325,918,397 円

担保に供している債務の種類及び金額は下記のとおりである。

・設備資金借入金 福祉医療機構（第4川越いもの子作業所建設資金） 51,072,000 円

計

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

|          | 取得価格        | 減価償却累計額    | 当期末残高       |
|----------|-------------|------------|-------------|
| 建物（基本財産） | 349,635,330 | 23,716,933 | 325,918,397 |
| 建物       | 0           | 0          | 0           |
| 機械及び装置   | 43,450,000  | 8,976,046  | 34,473,954  |
| 車両運搬具    | 1           | 0          | 1           |
| 器具及び備品   | 17,688,748  | 8,140,578  | 9,548,170   |
| 権利       | 2,915,560   | 0          | 2,915,560   |
| 退職給付引当資産 | 5,912,200   | 0          | 5,912,200   |
| 合計       | 419,601,839 | 40,833,557 | 378,768,282 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

11. 重要な後発事象

- ・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

## 計算書類に対する注記（ほくほくハウス拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

#### (2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
  - (1) ほくほくハウス拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
  - (2) 拠点区分事業活動明細書は省略している。
  - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高      | 当期増加額 | 当期減少額     | 当期末残高      |
|---------|------------|-------|-----------|------------|
| 土地      | 0          | 0     | 0         | 0          |
| 建物      | 27,768,481 | 0     | 2,033,458 | 25,735,023 |
| 定期預金    | 0          | 0     | 0         | 0          |
| 合計      | 27,768,481 | 0     | 2,033,458 | 25,735,023 |

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

・建物（基本財産）第7ほくほくハウス（川越市小仙波町 1-11-15 160.55 m<sup>2</sup>） 25,735,023 円

担保に供している債務の種類及び金額は下記のとおりである。

|                                |             |
|--------------------------------|-------------|
| ・設備資金借入金 福祉医療機構（ほくほくハウス改修資金）   | 1,488,000 円 |
| ・設備資金借入金 福祉医療機構（第4ほくほくハウス改修資金） | 8,484,000 円 |
| 計                              | 9,972,000 円 |

## 8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

|           | 取得価格        | 減価償却累計額    | 当期末残高      |
|-----------|-------------|------------|------------|
| 建物（基本財産）  | 44,205,600  | 18,470,577 | 25,735,023 |
| 建物        | 28,928,757  | 12,804,096 | 16,124,661 |
| 建物付属設備    | 19,032,976  | 17,256,638 | 1,776,338  |
| 器具及び備品    | 24,967,299  | 23,265,809 | 1,701,490  |
| 権利        | 2,209,210   | 985,579    | 1,223,631  |
| 退職給付引当金資産 | 9,373,200   |            | 9,373,200  |
| 人件費積立資産   | 12,300,000  |            | 12,300,000 |
| 修繕積立資産    | 22,000,000  |            | 22,000,000 |
| 備品等購入積立資産 | 1,000,000   |            | 1,000,000  |
| 敷金        | 899,000     |            | 899,000    |
| 合計        | 164,916,042 | 72,782,699 | 92,133,343 |

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・徴収不能引当金は計上していない

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

## 11. 重要な後発事象

- ・該当なし

## 12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

## 計算書類に対する注記（障害者地域生活支援センターほがらか拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

#### (2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上することができる。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
  - (1) ほがらか拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
  - (2) 拠点区分事業活動明細書は省略している。
  - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高      | 当期増加額 | 当期減少額   | 当期末残高      |
|---------|------------|-------|---------|------------|
| 土地      | 27,344,571 | 0     | 0       | 27,344,571 |
| 建物      | 659,076    | 0     | 395,448 | 263,628    |
| 定期預金    | 0          | 0     | 0       | 0          |
| 合計      | 27,608,199 | 0     | 395,448 | 27,608,199 |

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

|           | 取得価格       | 減価償却累計額   | 当期末残高      |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 土地（基本財産）  | 27,344,571 | 0         | 27,344,571 |
| 建物（基本財産）  | 1,977,236  | 1,713,608 | 263,628    |
| 器具及び備品    | 723,444    | 620,475   | 102,969    |
| 退職給与引当金資産 | 1,078,400  | 0         | 1,078,400  |
| 人件費積立資産   | 2,500,000  | 0         | 2,500,000  |
| 敷金        | 200,000    | 0         | 200,000    |
| 合計        | 33,821,651 | 2,334,083 | 31,487,568 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

1 1. 重要な後発事象

・該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記（障害者相談支援センターのびらか拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

#### (2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
  - (1) のびらか拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
  - (2) 拠点区分事業活動明細書は省略している。
  - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

|          | 取得価格      | 減価償却累計額 | 当期末残高     |
|----------|-----------|---------|-----------|
| 器具及び備品   | 308,176   | 237,554 | 70,622    |
| 退職給付引当資産 | 4,585,200 | 0       | 4,585,200 |
| 人件費積立資産  | 3,600,000 | 0       | 3,600,000 |
| 合計       | 8,493,376 | 237,554 | 8,255,822 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

## 計算書類に対する注記（生活サポート事業拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品・・・定額法
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっている

#### (2) 貯蔵品の評価方法・・・最終仕入原価法

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会の基準により計算した額を計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

### 2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

- ・社会福祉施設職員退職手当共済法に定める給付制度及び一般財団法人埼玉県社会福祉事業共助会に定める給付制度を採用している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。
  - (1) 生活サポート事業拠点区分の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
  - (2) 拠点区分事業活動明細書は省略している。
  - (3) 拠点区分資金収支明細書（会計基準別紙3）は省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金または国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

|          | 取得価格      | 減価償却累計額 | 当期末残高     |
|----------|-----------|---------|-----------|
| 退職給付引当資産 | 1,033,000 | 0       | 1,033,000 |
| 人件費積立資産  | 650,000   |         | 650,000   |
| 合計       | 1,683,000 | 0       | 1,683,000 |

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・徴収不能引当金は計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資産収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

・該当なし